

提案書審査項目及び基準

1 事業実施体制

センター所在地以外の圏域内市町においても、十分な支援を実施できること
事業実施に当たって、必要な職員を配置していること

2 財政的基礎の確認

事業実施に当たって、十分な財政的基礎を有すること
十分な自主財源を有していない場合は、国からの委託や県からの補助を受ける見込みがあること

3 就業支援・生活支援の実績

障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること

4 地域の関係機関との連携体制

活動を行う地域にある公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関と円滑な連携が可能と認められること

5 支援対象者の継続的な確保

支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること（事業実施地域内における身体、知的、精神の各障害者手帳保持者数、障害者の求職者数等を参考に判断する）

6 基礎訓練の実施体制

基礎訓練を行う併設施設、提携施設を確保しており、当該施設において基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること

7 職業準備訓練及び職場実習等のあっせん及び支援の実施体制

職業準備訓練及び職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制の確保や、協力事業所の確保の見通しがあること

8 職業準備訓練又は職場実習修了者の雇用の場の確保

就職支援の実績等により職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること

9 地元自治体の積極的関与

地元自治体（県、市町の福祉及び雇用担当部局）との連携状況、障害者関係事業の受託実績、及び会議への参加状況等から、地元自治体の積極的な関与の見通しがあること

10 法人の事業運営

本事業以外のものを含めた当該法人の事業運営に関し、当該法人に係る主務官庁、所轄庁等からの改善命令等、特段の処分を受けていないこと
法定雇用率を達成していること
労働関係法令等に違反し、事業遂行に支障を来すとされる者でないこと